

直行・直帰規程

(目的)

第1条 この規程は、従業員が社命により社外にて勤務する場合について定める。

(適用の範囲)

第2条 原則として役員、正社員およびパート社員に適用する。但しそれ以外の者であっても役員の承認を得ている場合は、本規定を準用することができる。

(直行・直帰の原則)

第3条 作業場所、打ち合わせ場所等の社外の目的地へ到着するために会社を出発する時刻が始業時間以降の場合、また、目的地からの帰社時刻が終業時間以前の場合は、原則として直行・直帰は認めないこととする。

(直行・直帰が認められる場合)

第4条 作業場所、打ち合わせ場所等社外の目的地に向けて会社を出発する時刻が始業時間以前になる場合、また、目的地からの帰社時刻が終業時間後になる場合は、自宅、目的地、会社の位置関係上不効率な移動となる場合、また、早朝、夜間に出発、到着になる場合は、直行・直帰を認める、または強いることとする。その場合、その都度事前に「直行・直帰申請書（書類#HR7-001）」により所属長を経由して会社に提出し、承認を得なければならない。

(労働時間の扱い)

第5条 直行・直帰時は、移動時間・実際に労働した時間に関わらず所定労働時間労働したものとみなし、時間外労働はないものとする。

ただし、出先で所定労働時間を超えて労働した場合は、時間外労働手当を支給することとする。

付則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。